

熊本市社会福祉審議会条例の一部改正について

熊本市社会福祉審議会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の調査審議をするために法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定に基づき本市に設置される児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、同項各号に掲げる事務についても処理するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（熊本市子ども・子育て会議条例の廃止）

- 2 熊本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第15号）は、廃止する。

（提出理由）

熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する事務を処理することとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。